

熊谷市長宛

令和6年度（令和5年分）から、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額について、所得税と異なる課税方式を選択することができなくなります。

## 令和 年度 市民税・県民税申告書付表

市民税・県民税における特定配当等と特定株式等譲渡所得金額の課税方式を下記のとおり選択します。

現住所	※1月1日現在住所のある市区町村に申告してください。
氏名	
生年月日	年 月 日
電話番号	— —

作成税理士名と連絡先

記

## 1 所得税における課税方式（申告する予定を含みます。）

上場株式等の配当所得等（繰越控除前）		特別徴収された個人住民税額
総合課税で申告する分	円	円
分離課税で申告する分	円	円
申告不要とする分	円	円
上場株式等の譲渡所得等（繰越控除前）		特別徴収された個人住民税額
分離課税で申告する分	円	円
申告不要とする分	円	円

※課税方式の選択の対象となる上場株式等の配当所得等・譲渡所得等は所得税15.315%と個人住民税5%があらかじめ源泉（特別）徴収されたものです。所得税のみ20.42%が源泉徴収されたものは対象外となります。

## 2 市民税・県民税における課税方式

どちらか該当する□に✓を入れてください。

▼申告不要制度

上記1の所得全てについて、申告不要とする。

※配当割額控除及び株式譲渡割額控除も適用されません。

上記1の所得について、次の課税方式を選択する。

（選択する場合のみ記入）

上場株式等の配当所得等（繰越控除前）	
総合課税で申告する分	円
分離課税で申告する分	円
申告不要とする分	円
上場株式等の譲渡所得等（繰越控除前）	
分離課税で申告する分	円
申告不要とする分	円

※所得税において上場株式等に係る譲渡損失を申告し、市民税・県民税において申告しないことを選択した場合、繰越控除は翌年度以降の市民税・県民税の計算に適用できません。

（該当する場合のみ記入）  
上場株式等に係る繰越控除

本年度分で上場株式等の配当所得等の金額から差し引く譲渡損失額

円

本年度分で上場株式等の譲渡所得等の金額から差し引く譲渡損失額

円

翌年度以降に繰り越される譲渡損失額

円

■本付表は、申告期限までに、①確定申告書の本人控えの写しと、②特定口座年間取引報告書等個人住民税の特別徴収税額が確認できる資料の写しを添付し、下記市民税課へ提出してください。

熊谷税務署へ資料を提出し、写しを添付できない場合は右の□に✓を入れてください。 □

※申告期限後も、市民税・県民税の納税通知書が送達される時までに提出された本付表は有効です。ただし、提出時期により、年度途中での反映となることがあります。

市処理欄	繰損あり	
受付	入力	確認
		不要以外
		資料なし

[提出先・問合せ先] 〒360-8601 熊谷市宮町二丁目47番地1  
熊谷市役所市民税課  
電話番号 048-524-1111（内線246・247）